

社会福祉法人 健睦会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 健睦会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び退職金を支給することができる。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別紙1に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務の為に出張をした場合、社会福祉法人健睦会旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月17日とする。ただし、その日が休日に当たる場合、社会福祉法人健睦会職員給与規程第12条に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
 - (3) 退職手当については、社会福祉法人健睦会職員給与規程第27条により支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基準として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 本規程による計算結果に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2 第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附則 この規程は、令和8年7月1日より施行する。

別表 1（非常勤役員等の報酬）

（１）評議員

	日額
評議員会への出席	8,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000 円

（２）理 事

	日額
理事会等会議への出席	8,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000 円

理事長

	日額
評議員会への出席	8,000 円
上記の他、理事長の職務（専決決裁事項に係る）	30,000 円

（３）監 事

	日額
監事監査等への出席	8,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000 円